

環境トピックス

問い合わせ先 ■ 環境課 ☎(32) 8898

燃やすごみ（生ごみ）の出し方

生ごみを出す際に、鳥害対策として中身が見えないよう新聞紙やチラシで目隠しをしているものがよく見られます。市では、ごみの分別のために透明または半透明のごみ袋でのごみ出しをお願いしており、上記の出し方では分別状況が確認できないためルール違反となります。鳥害対策については、鳥除けネットの使用などをご検討ください。



ルール違反の例

また、生ごみは水分を多く含んでいます。十分な水切りをして、ごみの減量化にご協力ください。なお、市では家庭用生ごみ処理の購入補助金制度を設けていますので、ぜひご利用ください。

小枝の出し方 小枝は、施設にてチップ化し資源としているため、必ず紙ひもや麻ひもで束ねてください。ビニールひもは資源化ができないため、ルール違反となり回収ができませんので、使用しないでください。

6月は「不法投棄防止重点監視月間」です

栃木県では、廃棄物の不法投棄を防止するため、不法投棄防止重点月間を設定しています。県内市町や警察と連携し監視活動の強化を図るとともに、不法投棄防止の気運の醸成を図るため、不法投棄防止キャンペーンの各種取り組みを行い、不法投棄の撲滅を目指しています。

不法投棄は、生活環境の保全や景観に支障を与えるばかりでなく、原状回復には多大な費用と時間を費やしてしまいます。

廃棄物の不法投棄対策は、未然防止と早期発見・早期対応による拡大防止が極めて重要です。

また、不法投棄の被害に遭い、その行為者が不明な場合には、廃棄物の処分にかかる費用などは土地の所有者が負担することとなります。山林や雑種地などを所有している場合には、不法投棄防止の看板や進入防止用のロープを設置するなどの未然防止とあわせて、定期的な確認による早期発見に努めましょう。

家庭で行う節電実践講座

生活に欠かせない「電気」の料金が高騰するなか、節電について考えてみませんか？

■日時 6月17日(土)
午前10時～11時

■場所
市民活動センター 研修室3

■定員 25名(先着順)

■講師 栃木県カウンセラー
野沢定雄氏

■申込方法
環境課に電話

■申込期限 6月15日(木)
※定員に達し次第締め切り。

6月は「環境月間」です

6月5日は「環境の日」ということをご存じですか？

これは、昭和47年6月5日にストックホルムで開催された国連人間環境会議を記念して定められました。国連では、日本の提案を受けて6月5日を「世界環境デー」と定め、日本でも環境基本法において「環境の日」と定めています。環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするため、この日には世界各国で様々な行事が行われています。

皆さんも環境のために、何かできることから始めてみませんか？

不用品リサイクル情報

〈譲りたい〉石橋中学校女子制服M、介護用ポータブルトイレ、ベビーカー、チャイルドシート、VHSテープ
〈譲ってほしい〉上三川高校男子制服170cm以上、石橋中学校女子制服L、南河内中学校男子制服LまたはLL、ノートPC、自転車24インチ、そば打ち道具一式、ソフトテニス用具(ラケット・ボール・空気入れ)